

(Ⅳ) 地域バイオマス支援地区推進事業

第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2の5の（3）の地域バイオマス支援地区推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、畜産経営環境調和推進資金の貸付け当初から5年間とする。

第3 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- 1 要綱第5に定める事業実施計画等の成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。
- 2 成果目標については、家畜排せつ物の利活用向上に向けた施設整備及び機械導入に資するものであって、家畜排せつ物の処理量及び堆肥の利用量を目標として設定し、処理高度化施設整備計画と整合性がとれているものとする。

第4 対象施設の範囲

畜産経営環境調和推進支援事業により利子助成対象となる施設及び機械は、（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）が貸付業務を行う畜産経営環境調和推進資金の貸付けを受けて整備される施設及び機械のうち、家畜排せつ物利活用施設及び機械とする。

第5 事業実施計画

- 1 要綱第5の1の（1）の生産局長が別に定めるところとは、次に掲げるとおりとする。
利子助成を受けようとする者（以下「事業参加者」という。）は、別記様式第1－1号に基づき畜産経営環境調和推進支援事業の事業実施計画（以下「畜産経営環境調和推進支援事業計画」という。）を作成するものとする。
- 2 要綱第5の1の（3）の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）畜産経営環境調和推進支援事業計画に定める成果目標の変更
 - （2）畜産経営環境調和推進支援事業計画に定める償還計画の変更

第6 事業の採択に係る規程

地域バイオマス支援地区事業の採択にあっては、別表1に基づきポイント付けを行い、合計ポイントの高い事業実施計画から順に要望額に相当する額を配分するものとする。

第7 事業の承認・手続

- 1 事業参加者は、公庫に対して畜産経営環境調和推進資金の借入れの申し込みを行い、融資の決定を受けた後、別記様式1－2号に基づき畜産経営環境調和推進支援事業計画を、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣

府沖縄総合事務局長。以下同じ。)へ提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 地方農政局長は、畜産経営環境調和推進支援事業計画の適否を審査し、適当と認められる計画について事業参加者の決定を行い、生産局長へ報告するものとする。
- 3 生産局長は、地方農政局長からの報告受理後、別記様式1－3号により事業参加者を公庫へ通知するとともに、地方農政局長等へ補助金の示達を行うものとする。
- 4 地方農政局長は、生産局長からの示達後、別記様式1－4号により、事業参加者へ決定内容の通知を行うものとする。
- 5 事業参加者は、畜産経営環境調和推進資金の貸付確定後、補助金交付申請書を、地方農政局長へ提出するものとする。交付申請書の提出にあたっては別記様式1－5号を添付するものとする。
- 6 事業参加者からの補助金交付申請後、地方農政局は必要に応じて現地確認するものとする。
- 7 公庫は、別記様式1－6号により、事業参加者の畜産経営環境調和推進資金の償還額を生産局長へ報告するものとする。
- 8 生産局長は、公庫からの報告後、事業参加者の利子支払額を地方農政局長へ通知するものとする。
- 9 地方農政局長は、生産局長からの通知後、事業参加者に対して別記様式1－7号により当該事業参加者の利子支払額を通知するものとする。
- 10 事業参加者は、地方農政局長からの通知後、地方農政局長に対して公庫からの融資を受けたことを報告するものとする。
- 11 地方農政局長は、事業参加者からの報告後、事業参加者に対して利子助成金の交付を行うものとする。

第8 事業実施状況の報告等

要綱第6の1の生産局長が別に定めるところとは、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業参加者は、別記様式1－8号により、事業実施年度から5年間、目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度の事業実施状況について、翌年度の7月末までに、地方農政局長へ提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

要綱第7の1の生産局長が別に定めるところとは、次に掲げるとおりとする。

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記様式1－9号により行うとともに、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し、適正にされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により報告を受けた自己評価の内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式1－10号によりその評価を行うものとする。
なお、検討会の開催にあたり、自己評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに事業評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式1－10号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合や、施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合、地方農政局長は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式1－11号により、地方農政局長へ提出させるものとする。
- 7 地方農政局長は、6より事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度自己評価を提出させるものとする。

第10 事業の内容

要綱別表5のⅣの事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 事業内容

公庫から畜産経営環境調和推進資金の融資を受け、家畜排せつ物の利活用施設整備及び機械導入する畜産農家等（畜産業を営む者）に対し利子助成を行う。

2 補助要件

- (1) 1の実施は、畜産経営環境調和推進資金の融資を受け、家畜排せつ物利活用施設整備及び機械導入を行うものとする。
- (2) 1の利子助成は、事業の初年度に畜産経営環境調和推進資金の貸付け当初の金利（2%を上限とする。）で5年分行うものとする。
- (3) 1の資金で500万円を超える融資を受ける畜産農家等とする。
- (4) 他の補助事業等により家畜排せつ物の利活用施設整備及び機械の導入を実施又は既に終了しているものは、本事業の対象外とする。

別表 1

事業メニュー	ポイント
畜産経営環境調和推進支援事業	次の 1 から 4 のポイントの合計により算出する。 1 耕種農家へ供給する堆肥の利用量の増加率 (1) 0～5%以下・・・・・・・・・・2ポイント (2) 5～10%以下・・・・・・・・・・4ポイント (3) 10～15%以下・・・・・・・・・・6ポイント (4) 15～20%以下・・・・・・・・・・8ポイント (5) 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2 耕畜連携により堆肥利用を行う畜産及び耕種農家戸数の増加戸数 (1) 1戸の増加・・・・・・・・・・2ポイント (2) 2戸の増加・・・・・・・・・・4ポイント (3) 3戸の増加・・・・・・・・・・6ポイント (4) 4戸の増加・・・・・・・・・・8ポイント (5) 5戸以上の増加・・・・・・・・・・10ポイント 3 基本ポイント 以下の計算により算出されるポイント 本事業で整備される家畜排せつ物処理施設等で管理される家畜排せつ物量 (トン) ÷ 200 (トン) 4 事業費あたりの家畜排せつ物処理量 以下の計算により算出されるポイント 本事業で新たに管理される家畜排せつ物量 (トン) ÷ 総事業費 (千円) × 10

